

上越市選挙管理委員会告示 第 74 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数。

市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数。

地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数。

これらの総数は、次のとおりである。

令和 8 年 9 月 1 日

上越市選挙管理委員会

委員長 澤 海 雄 一

記

- | | | | |
|---|-------------|------------|----------|
| 1 | 選挙権を有する者の総数 | 50 分の 1 の数 | 3,019 人 |
| 2 | 選挙権を有する者の総数 | 6 分の 1 の数 | 25,152 人 |
| 3 | 選挙権を有する者の総数 | 3 分の 1 の数 | 50,303 人 |